

出席停止指示書

保護者 様

東金市立正気小学校長
(公印省略)

お子様の病気は、学校保健安全法第19条に基づき、下記の規則によって他の児童に感染する恐れのある期間は登校できないことになっておりますので、本指示書により出席停止となることをお伝えいたします。

出席停止の期間は以下のとおりです。この期間が過ぎ、医師より登校を許可されましたら、通知書を医師に記入していただき、登校する際にご提出ください。

なお、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、保護者の方が報告書に必要事項を記載いただき、登校する際にご提出ください。

【出席停止の期間】

- 1 学校保健安全法施行規則第18条で定める第1種の感染症については、治癒するまで。

(第1種の感染症：エボラ出血熱、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ 等)

- 2 学校保健安全法施行規則第18条で定める第2種・第3種の感染症について

感染症名	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん(3日ばしか)	発しんが消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核・髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により医師により感染の恐れがないと認められるまで。

※但し、医師が「感染予防上支障がない」と認めた場合は、この限りではありません。